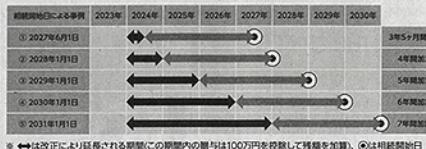


広告

#### ＜生前贈与加算期間の段階的延長＞



透明性が高まるため、今後は星期に贈与を開始したいと考える方が増えると思われます。基礎控除を新設し、持ち戻し無しの相続税控除課税制度は、原則として、親または祖父母等から、直系卑属である配偶者や、本人及び孫のうち18歳以上の方の贈与に対する贈与の権利です。場合に選択できる制度です。全ての贈与財産の価額と、与時の時価)を相続財産に加算して、250万円(までの特別控除分も加算)を統括で計算することとなっています。

| ＜年々、電子に110万円の課税制度の場合＞ |       |
|-----------------------|-------|
| 相続時精算課税制度の場合は         |       |
| 110万円                 | 110万円 |
| 110万円                 | 110万円 |
| 110万円                 | 110万円 |

**相続税・贈与税の  
統一課税への影響**

おいて対策への影響

相続時清算課税制度が導入されたのは20年前の2000年度ですが、生産性を通じて贈与を受ける財産の全額を課税する財産税制度の対象となるのが中長期的な租税構築のためには望ましいのではないかと考える人も多いようですが、今後も更なる改正可能性があるますが、この二つの財産税や税金の方の税負担を長期的に捉えられたうえで、税理士門家に相談してみること、それぞれの特例と特徴を検討していくなどをお勧め致します。

ランダムマーク税理士法人 定例セミナー  
**(テーマ) 令和5年度 税制改正のポイント**  
 令和5年度の税制改正大綱をもとに、改正内容の重要なポイントについて解説いたします。  
**開催日時:** 4月18日(水) セミナー：14:00～15:30  
 ブレインセミナー：15:00～  
 ■事前予約制  
**会場:** ランダムマーク税理士法人 東京支店の会議室  
 (JR新宿駅西口改札の右側2番出口を出て、三井ビル2階)  
**お申込み・お問い合わせ:** TEL:010-42-7271 <https://www.landmark-tax.com/>

## 相続対策の最前線

2023年度税制改正大綱のポイント

公示地価発表



ランドマーク税理士法人 代表税理士  
立教大学大学院 客員教授

ランドマーク税理士法人グループとして13の本支店を運営し、相続申告件数累計6,800件と、全国トップクラスの実績を持つ。相続実務のプロフェッショナルを育成するために「丸の内相続大学校」を開校し、後進の育成を通じて業界全体の底上げに貢献している。

# 相続税・生前対策・事業承継 法人決算・確定申告

相続相談実績数  
累計 24,000 件超  
※2022年12月時点

相続税申告実績数  
累計 6,800 件超

確定申告実績数  
年間 **3,500** 件超

〈初回限定〉  
60~90分  
相談無料

全国どこでも対応します。お気軽にご相談ください。

- ・東京丸の内事務所
  - ・新宿駅前事務所
  - ・池袋駅前事務所
  - ・町田駅前事務所
  - ・タワー事務所
  - ・横浜駅前事務所
  - ・横浜線事務所
  - ・新横浜駅前事務所
  - ・武蔵小杉駅前事務所
  - ・大宮駅前事務所
  - ・ランドマーク行政書士法人 湘南台駅前事務所
  - ・ランドマーク行政書士法人 朝霞台駅前事務所
  - ・ランドマーク行政書士法人 鶴居駅前事務所

ランドマーク税理士法人グループ

 0120-48-7271

【本店】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階 TEL. 03-6269-9996 東京税理士会所属

